



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成30年5月1日
第257号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



揚輝荘 聴松閣

私のつぶやき MONOLOGUE

第254号の支部報で、山田知広先生がEvernoteによる情報管理術を紹介されていた。私も1年ほど前から仕事でEvernoteを使い始め、気になる記事等があると紙でもインターネットでもとりあえずEvernoteに保存している。「前に読んだあの記事、どこに書いてあったっけ？」なんて思ったときにも検索機能ですぐに見つけることができるし、紙の保管スペースも不要なのでとても重宝している。私の仕事用Evernoteに登録されているノート数はまだ109個。山田先生の3,444個には遠く及ばない。

一方でプライベートの方ではもう少し前からEvernoteを使っていて、こちらは368個のノートが登録されている。内容はというと大部分が私の魚料理の記録になっている。もともと釣りが好きで、

釣ってきた魚を捌いていたのだが、気づいたら魚を捌くこと自体が好きになり、今ではわざわざ魚を買って捌くようになっている。これからの時期はイワシやイサキなどが美味しく、夏になるとモガレイの刺身が絶品である。ふと、これまでにどれだけの魚を捌いたのだろうかと気になって数えてみると、80種類もの魚介類を料理していた。よくこんなにもたくさんの魚を捌いたものだといながら感心する。私が魚を買う店は近所のスーパーがメインであるが、名駅の柳橋市場や西尾市にある三河一色さかな村というところに行くと色々な種類の魚を買うことができる。特に三河一色さかな村は、いい魚がお値打ちで手に入るので、興味のある方は一度足を運んでみてはいかがでしょうか。
(浅岡 篤史)

4月の研修会

(平成30年4月13日(金)開催)

『貸家建付地の評価上の留意点と見えない落とし穴』

～活字では見えてこない
土地評価の勘所とストライクゾーン～

講師：税理士 宮田 泰夫氏



I. 土地の評価上の区分

土地の価額は、地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が2以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。

地目は、課税時期の現況によって判断する。

II. 貸家建付地の評価

貸家の敷地の用に供されている宅地(貸家建付地)の価額は、次の算式により計算した価額によって評価する。

$$\text{その宅地の} \quad \text{その宅地の} \\ \text{自用地としての} \quad \text{自用地としての} \times \text{借地権} \times \text{借家権} \times \text{賃貸} \\ \text{価額} \quad \text{価額} \quad \text{割合} \quad \text{割合} \quad \text{割合}$$

「賃貸割合」は、その貸家に係る各独立部分がある場合に、その各独立部分の賃貸の状況に基づいて、次の算式により計算した割合による。

$$\frac{(A) \text{のうち課税時期において賃貸されている各独立部分の床面積の合計}}{\text{当該家屋の各独立部分の床面積の合計}(A)}$$

III. 貸家の評価

貸家の価額は、次の算式により計算した価額によって評価する。

$$\text{一定の定めにより} \\ \text{評価した} \quad \text{—} \quad (A) \times \text{借家権} \times \text{賃貸} \\ \text{その家屋の価額}(A) \quad \text{割合} \quad \text{割合}$$

「貸家」とは、借家権の目的となっている家屋のことであり、借家権とは借地借家法の適用のある家屋の賃借人の有する賃借権をいい、無償での家屋の利用によるものは含まれない。

IV. アパート等の各独立部分を有する建物及びその敷地の評価

賃貸割合は、原則として、課税時期において実際に賃貸されている部分の床面積に基づいて算定する。「賃貸されている部分」には、継続的に賃貸されていた各独立部分で、課税時期において、一時的に賃貸されていなかったと認められるものを含んでいる。

一時的に賃貸されていなかったと認められる部分に該当するかどうかは、下記の状況から判断することとされている。

- (1) 各独立部分が課税時期前に継続的に賃貸されてきたものであること
- (2) 賃借人の退去後速やかに新たな賃借人の募集が行われていること
- (3) 空室の期間、他の用途に供されていないこと

- (4) 空室の期間が課税時期前後の例えば1ヶ月程度であるなど一時的な期間であること
- (5) 課税時期後の賃貸が一時的なものではないこと

上記(4)の1ヶ月程度で空室が解消されることはまれであるため、その地域の他の物件状況から判断されるべきであり、1ヶ月という期間に縛られる必要はない。また、アパート等が全て空室である場合には、自用地評価となる。

V. 戸建貸家(独立家屋)の敷地の評価

戸建貸家が課税時期において空き家となっている場合のその敷地の評価は自用地価額の評価となり、その家屋の評価においても自用家屋の評価となる。また、以前は貸家であり課税時期において一時的に空き家となっていた場合も自用地、自用家屋の評価となる。

VI. アパート等に隣接する貸付駐車場の評価

アパート等に隣接する駐車場として利用している土地の地目は雑種地とされ、原則として自用地評価することとなる。ただし、駐車場の契約者のすべてがアパート等の入居者であり、かつ、アパート等の敷地内の駐車場であるなど、駐車場の貸付状況がアパート等の賃貸借と一体と認められる場合には、利用の単位を同一とみて、その全体を主たる地目の宅地により一画地で評価することとなる。この場合には、駐車場を含めその全体を貸家建付地による評価をして差し支えないものとされている。

ただし、駐車場の契約者が入居者以外にもいる場合は、利用単位の原則、地目単位の原則により駐車場部分はアパートの敷地とは別個に雑種地としての評価単位となる。その場合、駐車場全体が自用地としての評価になると考えられる。

貸家建付地を評価する場合において、貸家が数棟あるときは、原則として、各棟の敷地ごとに1画地の宅地とする。そのため、一筆の土地に数棟の貸家がある場合は、棟ごとに分けて評価することになるとのこと。

大いに参考になりました。

(研修部 中根 恵美)

information

事務局的複合機が新しくなりました



キヤノン imageRUNNER ADVANCE



NEWCOMER

私が新人です



瑞穂1班

松永 公子

昭和支部の皆様はじめまして、平成29年12月に税理士登録をさせて頂きました松永公子と申します。私の実家は祖父の代から税理士事務所を営んでおり、現在は父と弟と義弟がそれぞれ開業しています。

小学生の頃は家の隣に事務所があるにも関わらず、父親の仕事をサラリーマンと信じて疑わなかった私ですが、確定申告シーズンに毎日残業食を作る母を手伝った記憶は鮮明に残っています。弟がいるため税理士になることは全く考えたこともなく、大学は理系の学部に進学しました。バブル絶頂期で理系の学生は就職活動をする必要もない、今となっては信じられない時代でしたが、特に就きたい仕事もなかった私は父に勧められるまま地元の大学院に進学しました。そこで出会った税理士志望の友人達から刺激を受け、税理士という仕事に初めて興味を持ち、専門学校に通い税法の勉強を始めました。修了後は叔父の税理士事務所に就職し、後は登録というところまで行きましたが、出産を機に家庭に入りその機会を逃してしまいました。

昨年春、娘が大学生になり子育てが一段落した事と、夫の強い勧めもあり、松永研嗣税理士事務所の所属税理士として登録させていただくことになりました。仕事の手伝いは続けていましたが、勉強不足は明白で、税理士と(して)名乗るのは恥ずかしい限りですが、少しでも早く社会のお役に立てるように研修会等には積極的に参加したいと思っています。

扱いづらい新人だと自覚しておりますが、昭和支部の皆様のお荷物にならないよう一所懸命努力していく所存です。ご指導よろしくお願い致します。



昭和5班

伊藤 幹夫

昭和支部の皆様、はじめまして。平成30年1月9日に税理士として開業し、昭和支部に所属することになりました伊藤幹雄と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私は、名古屋市西区の出身ではありますが、昭和区にある大学に通っておりました。6年ほど前に昭和区に引っ越して参り、そしてこの度、昭和区で開業できましたことに、とてご縁を感じております。

私の趣味はドライブです。特に飛騨・信州へ行くことが好きです。野山を散策したり、名物を食べたり、写真を撮影して楽しんでおります。また、最近は海釣りを始めました。師崎港から船に乗って、海釣りを楽しんでおります。課題は船酔いで、早く克服したいと思っております。

また、学生時代は野球やサッカーなど、いろいろなスポーツをしておりました。最近、全くスポーツをしなくなりましたが、税理士会などの親睦スポーツ大会がありましたら、是非参加したいと思っております。

平成24年5月24日に税理士登録をしてからは、税理士会の研修や学会に参加したり、判例研究を始めるなど、日々精進しております。また、以前より公益法人の活動に参加し、社会奉仕を行っております。これからは、税務・会計のみならず、関連する分野も勉強して、企業の方々や社会の発展に貢献したいと思っております。

昭和支部の皆様、私は日々努力していく所存でございますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

租税教室体験記



大澤 輝高

昨年の12月と今年の1月に汐路小学校、吹上小学校、穂波小学校をそれぞれ一コマずつ租税教室の講義を担当しました。租税教室は今回初めてさせていただきました。

租税教室の講義をすることになったとき、不安だったので講義をさせて頂く前に先に行われていた昭和支部の先輩の講義を見学しました。昭和支部のパワーポイントの資料を自分が解説しやすいように編集していたり、時間の使い方や児童の皆さんの興味の引き付け方等の上手さに驚きました。自分にできるのか反対に不安になってしまった部分もありましたが、見学させて頂いた講義を参考にして時間配分や話し方等をどのようにしていくかを自分なりに意識しながら講義に挑みました。

租税の話に対して児童の皆さんがどのような反応をするのか講義前は不安でしたが、講義の最初から集中して聞いてくれました。具体例として挙げた学校や公園といった自分たちの身近なところにも税金が使われているということに特に関心を持ってもらえたと感じました。時折挟む税金に関するクイズでも誰を当てればいいのか迷うくらい積極的に手を挙げてくれました。クイズ以外の時でも租税について自由に発言してくれたこともまた講義を進めやすくしてくれました。担当したどのクラスの児童の皆さんも明るく積極的に講義に参加してくれたのでとても助かりました。

難しい話はしないようにしようとしていましたが講義の後半では公平性についてや民主主義・財政について話さなくてはならないところがあり、特にまだ授業で学んでいないクラスでは少し難しい

内容になってしまいました。租税教室で税金について理解してもらう上でも重要な項目なのですがもう少し時間をかけてもよかったのかなと思いました。

初めての租税教室は緊張しましたが、事前に頂いた昭和支部のパワーポイント教材というしっかりとした教材があったことや、講義を担当した汐路小学校が私の母校だったということもあり少しリラックスしながら講義を進めていくことができました。私の講義が終わった後は見て下さった先輩方からアドバイスを頂くことができました。緊張からか早口になってしまっていたため、ゆっくりと大きな声で話すことなど講義をしている最中では自分で気づかないところをアドバイスして頂きました。

租税教室というものが当初はどのようなものかわかりませんでしたが、租税教室の講義を通して小学生に税金の大切さや関わりを学んでもらう場であるとともに、税理士にとっても税金について改めて考えさせてもらい、またどう伝えればいいのかを考える良い場であると感じました。

最後になりましたが、租税教室を通じて母校で講義ができたり私が小学生の時と同じ時期に在籍していた先生に出会うことができたりと租税教室の講義以外でも貴重な経験をさせていただきました。このような機会を設けてくださり、またサポートして頂きました税理士会の皆様、昭和支部の皆様そして学校関係者の皆様、ありがとうございました。



相談所だより



大垣 雅宏

相談所の新人指導員として活動を始めて、早いもので10ヶ月が経とうとしております。

そもそも、私が相談所の指導員に手を挙げたのは、弊社恩田渉先生（当税理士法人代表者）の意見でありました。

私の税理士登録は48歳と遅く、税理士としての様々な経験が足りないためです。

そこで、初年度の電話相談は12日間、無料税務相談は3日間、租税教室の講師などに従事させて頂きました。それら従事活動のなかで、税務相談員にも応募させて頂いた次第であります。

かといって、応募した全てが当たるとは思っていなかった私にとっては、ほとんどすべてのものが当選？という結果だったため、多くの貴重な日々を過ごさせて頂いております。

税務相談員を経験された方は御存知かと思いますが、初めに相談員担当一覧表をもらい前の方から引継ぎを受けます。この引継ぎ時に、一通りの説明は受けますが、顔を合わせてお話ししないと分からないものです。

私の税務相談対象者は7人で、様々な職業の方がいらっしゃいます。大工、防水工事、工務店、不動産貸付からイベント販促業まであります。

私は新人になりますから、5月と6月に全ての方とお会いして相談を受けました。というか、お話をしたといった方がいいかもしれません。

5、6月時点では記帳の進んでいる方はまれで、過去の申告の話や減価償却費が毎年分からない、過去の先生の話などを、世間話と一緒に聞いている。

他には息子さんへの事業承継をどうしたらいいか、個人事業を法人にするメリットやデメリットを教えてくださいなどもありました。色々なお話をしていくうちに、相談者の方たちは毎年やっていることなので、よ

くわかっている方ばかりでした。また税理士としてはお客様の言葉をよく聞くことが、より良いサービスにつながると感じた日々でもありました。

一回お会いすればある程度は仲良くなれるし、次の相談日を決めていくという先輩方の教えの通り、税務相談の日程調整については滞りなく進んでいます。また、申告につきましても1月末現在で2名の方が終了し、残り5名の申告についても順次終わる予定が立っており少し安心しているところでございます。

また夏頃には、昭和税務署からの記帳指導の方も決まります。私の指導対象者は、清掃業の方とコピー-豆販売業の方です。

清掃業の方は、青色申告者の2年目で、きちんと連絡はついているしパソコン入力もなれていて少し安心していました。ところが清掃業のため11月以降連絡が取れなくなり、年が明けてしまいます。1月の時点では、自動入力以外は1月分しかできていない状況でした。この相談所だよりが載るころには終わっていることを願っております。

もう一人の方は白色申告者で手書き、7月に一通りの記帳指導は行いましたが、分かってみえるかも不明のまま連絡が途絶えます。不安なまま12月に再びお会いした時には、10月分までの現金預金の帳簿ができており、科目別の月集計もしてあり白色申告としては完璧です。1月の時点では、各種元帳もほぼ出来上がり、貸借対照表作成の指導も行いました。このまま無事申告出来そうでほっとしております。

最後に、相続の相談に来られた一般の方ですが、相続人間でもめていると相談されました。法定相続分の話や小規模宅地等の減額など基本的な話はしましたが、本当にもめているなら弁護士さん紹介しますよと言っておきました。

その後も何度か弊社に電話があり、和解したので相続税の申告をお願いしたいと依頼が来ました。

何が良かったのかは分かりません。ただ相談所で受ける相談については、無欲で取組んできました。お客様のニーズに応えるのに必死でした。税理士はサービス業、最高のサービスを提供したいと常々思っています。

2年目も、相談者の方に喜んで頂けるような指導ができるように頑張っております。

RECOMMENDATION  私のおススメ

高瀬 直子

私の「おススメ」は、旅行です。美味しいものを食べたり、美しい景色に癒されたり、買い物をしたり、そこでしかできない体験をしたり、日常からはなれて心と身体がリセットされます。特に言葉も文化も違い、非日常的な感覚になる海外旅行は機会を見つけて出かけています。

はじめて海外に行く機会を得たのは、1999年の大学3年生の夏に短期留学プログラムでイギリスのレディング大学に語学留学をしたことです。ホームステイをしながら大学に通い英語の授業を受けたのちに、イギリス国内を各自旅行するというプログラムでした。イギリスはB&Bという宿泊と朝食を提供する低価格で利用できる宿泊施設が各地に数多くあり、泊まる宿を訪れた場所で予約しながら旅行していました。時間を忘れて観光して、今日泊まる場所が見つからない！なんて、今思うと危ないなあと思うことをしていたのですが、英語でなんとかなったから日本語が通じればなんでもできる気がする度胸がついたいい経験になりました。

それから、約20年、2冊のパスポートを見返すと本当にいろいろな国を訪れました。

その中でも一番最近の海外旅行、私の「おススメ」はハワイ旅です。

今年の1月5日から10日まで三連休を利用して旅行にいきました。今回でハワイは3度目。

初めてのハワイは、2005年9月、友人に、いいよとおすすめされて。ワイキキビーチで泳ぎ、ビーチに沈むサンセットを眺めながらゆったりした時間を過ごしました。色鮮やかな魚たちに近づくことができるハナウマ湾でシュノーケリングをしたり、買い物をしたり、朝早くから夜遅くまでハワイを満喫したなあという印象です。ハワイ滞在中にフラダンスのフェスティバルがあり、フラダンスを習い始めました。趣味を楽しんだのもハワイがきっかけでした。

2度目は、2009年8月、親友の結婚式で訪れました。美しいプルメリアのブーケと素敵なお式で幸せをわけ



てもらいました。観光では、オアフ島の北側にあるエリアのノースショアで、名物料理のガーリックシュリンプを食べ、ラニアケアビーチで野生のウミガメを間近でみたり。道中で、「この～木なんの木、気になる木」の日立のCMで流れているモンキーポットの木を眺めながらのんびりしました。特に印象に残っているのは「野生のイルカと泳ぐツアー」です。ハワイの美しい海で、野生のイルカやウミガメと一緒にシュノーケリング！といううたい文句と参加したことのある友人に勧められて参加したのですが、運が悪かったのか、ポイントを探し移動してもなかなかイルカには出会えず、ウミガメとのみ。次回は必ずと思いました。

今回の旅もいろいろな体験をし、美味しいものを食べて、リフレッシュできました。オアフ島にある火山で、ハワイのシンボリック的存在となっているダイヤモンドヘッドにハイキングにいきました。ゆっくりのぼっても2時間あれば往復でき、海はもちろん美しいワイキキ全体を一望できる絶景スポットです。20年前に登ったことのある友人によると道も以前と比べて整備されているようで、気持ちよくいい運動になりました。ハワイで最も美しいといわれるカイルアビーチやラニカイビーチのある街であるオアフ島の東海岸に位置するカイルアも訪れました。美味しいと有名なパンケーキを食べてみたいと早朝にワイキキを出発し、カイルアビーチとラニカイビーチでのんびりと海を眺めて過ごしても楽しかったです。

忙しい毎日をご過ごしている皆さまに、私の「おススメ」です！

【4月の月例集会】

平成30年4月13日(金) 13時30分より
瑞穂文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 平成29年分確定申告における口座振替日について
2. 所得税及び消費税の申告状況について
3. 「確定申告期における無料税務相談所」及び「住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会」実施結果について
4. 相続税の申告書の添付書類の範囲拡大について
5. 名古屋東税務署移転のお知らせについて
6. 内部事務等の集中処理の試行について
7. その他

(支部より連絡事項)

税対部：無料相談について

研修部：今後の研修会について

総務部：今後の予定

【昭和支部幹事会】

平成30年4月20日(金) 17時00分より
名古屋観光ホテル

(審議事項)

1. 第60回定期総会招集について
2. 総会に付議すべき議案について

(その他の事項)

1. 平成30年度昭和支部予定表について
2. 周年記念事業実行委員会報告
3. 日帰り研修旅行・支部研修旅行について

支部からのお知らせ

・第60回昭和支部定期総会のご案内

日時：平成30年5月15日(火) 14:30より
場所：名古屋観光ホテル

・6月月例集会及び研修会のご案内

日時：平成30年6月15日(金)
場所：天白文化小劇場
月例集会：13時30分より
研修会：14時30分より

「平成30年度税制改正について」

講師 名古屋税理士会

調査研究部 坂口美穂氏

昭和支部 60周年だより Vol.2

周年記念事業実行委員会

・記念式典及び記念祝賀パーティー

昭和支部では、創立60周年を記念し、さらなる社会的使命の達成を期するとともに業界の発展を祈念して、定期総会終了後に記念式典および記念祝賀パーティーを開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】平成30年5月15日(火)

記念式典 17:00から

記念祝賀パーティー 18:00から

【場所】名古屋観光ホテル

・60周年記念支部旅行(6月9日～11日)

支部創立60周年記念旅行として、平昌オリンピックで銅メダルを獲得したカーリング女子の本拠地でもある北海道道東、「日本最後の秘境」と呼ばれ、2005年に世界自然遺産に登録された、知床方面を2泊3日で訪れます。

訃報



杉浦 太 会員
天白8班

平成30年3月7日ご逝去 享年90才
昭和44年4月14日 税理士登録

編集後記

3月20日過ぎに関東に雪が降ったかと思うと、次の週には夏が続くという気候で、桜が早くに散ってしまった。各地の桜祭りも桜満開の中ではなくなってしまったようだ。近くの川沿いを桜を見ながら歩くのが好きなのに。今年は春が早く過ぎていった。

(梅本由美子)